重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る 「安全基準等」策定にあたっての指針(第3版) 【骨子案】

年 月 日 情報 セキュリティ政 策 会 議

重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定にあたっての指針 (第3版)【骨子案】

- I 目的及び位置づけ
 - 1. 重要インフラにおける情報セキュリティ確保のために
 - 2. 「安全基準等」の必要性
 - 3. 「安全基準等」とは何か
 - 4. 本指針の位置づけ
 - 5. 本指針の構成
 - 6. 本指針を踏まえた安全基準等の継続的改善及び浸透への期待
- Ⅱ 「安全基準等」で規定が望まれる項目
 - 1. 「安全基準等」策定の目的
 - 2. 「安全基準等」の対象範囲
 - 3. 「安全基準等」の対象とする脅威
 - 4. 重要インフラ事業者等の担う役割
 - 5. 「安全基準等」の公開
 - 6. 対策項目
 - (1)4つの柱
 - ア 組織・体制及び資源の確保
 - イ 情報についての対策
 - ウ 情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策
 - エ 情報システムについての対策
 - (2)5つの重点項目
 - ア IT 障害の観点から見た事業継続性確保のための対策
 - イ 情報漏えい防止のための対策
 - ウ 外部委託における情報セキュリティ確保のための対策
 - エ 利用者の合理的な対応に必要な情報の開示等の対策
 - オ 社会環境変化や制度改正に起因する不可避な脅威のための対策

Ⅲ フォローアップ

- 1. フォローアップの考え方
- 2. 本指針の継続的改善
 - (1)指針改定に関する検討
 - (2)指針の分析・検証
- 3. 安全基準等の継続的改善
 - (1)重要インフラ所管省庁及び重要インフラ事業者等
 - (2)内閣官房
- 4. 安全基準等の浸透
 - (1) 重要インフラ所管省庁及び重要インフラ事業者等
 - (2)内閣官房